

第36回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年5月26日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時25分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 研修室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 8番 河瀬 勉
- 6 議事録署名委員
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰 農地課長 高間 裕一
 - 農地係主任 清水 裕貴 農地係主任補 中島 俊喜
 - 農地係主任 本間 大慎 農地係主任補 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第36回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号8番 河瀬委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が5件、議案が4件、その他が1件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、23番 山本委員、24番 森委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号及び第5号につきましては、関連する内容の議案第2号及び第4号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	4月分の調査結果について、濱野調査委員長より報告をお願いします。
濱野調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番4・5の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、4月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、5月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長よりお願いいたします。
吉田(宏)調査委員長	12日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番6から9の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、5月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」
を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(中島主任補)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番1・2の2件の合意解約について朗読・説明)

以上附番1及び2の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に
該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく
合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を
確認いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を
議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番2の売買による所有権移転1件、附番3の贈与による
所有権移転1件について調査票に基づき朗読、説明。)

以上附番2及び3の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定
されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは
申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を
議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番2の砂利採取のための一時転用1件について、
調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致している
ことを確認しております。

議長 それでは審議に入りますが、本件については、尾関委員が関係しておりますので、
ここで一時退席いただきます。

【尾関委員退席】

議長 それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、廣瀬委員よりお願いいたします。

廣瀬委員 それでは意見を申し上げます。「附番2」です。

事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し、
平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時
転用は、やむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは申請のとおり許可することについて
ご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと
決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、
会長専決により許可書を交付することとします。

【尾関委員着席】

議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を
議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(中島主任補) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、
次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。

(議案第4号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番1の1件、
(2)所有権移転(売渡)附番1～8の8件について、調査書に基づき朗読・説明)

事務局(中島主任補) (同、2. 農地中間管理事業分 (1)賃借権等の設定(借入)の附番3～5の3件、
(2)賃借権等の設定(貸付)の附番3～5の3件について、調査書に基づき朗読・説明)


以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤
強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うもの
です。


なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を
定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、
会長専決により即日公告を行うものです。

議	長	<p>それでは審議に入りますが、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番6については吉田宏一委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。</p> <p>【吉田(宏)委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番6について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番6につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。</p> <p>【吉田(宏)委員着席】</p>
議	長	<p>それでは審議を続けます。</p> <p>1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番6を除く14件について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p> <p>(山崎委員挙手) 13番 山崎委員、どうぞ。</p>
山崎委員		<p>2. 農地中間管理事業分(2)賃借権等の設定(貸付)の附番5について、経営移譲に係る使用貸借の権利設定については、農地法第3条申請にておこなうべきものと理解しているが、経営移譲にかかる権利設定についても、農地中間管理事業を活用するべきものであるのか。</p>
事務局(清水主任)		<p>従来より、農業委員や地域の農業者の皆様には周知をしており、本市における地域計画の策定以降、本年4月以降の農地の売買・貸借については、農地バンクを経由するものであり、農業委員会としても、農業経営基盤強化促進法等の定めにより、地域計画の推進のため、農地バンク事業を活用した農用地利用集積等促進計画による農地の権利移動を強く推し進める必要があると考えているところであります。</p> <p>その中で、無償の所有権移転である「贈与」のみは、農地バンク事業(農地売買等事業)を活用し得ないため、農地法第3条申請による許可としております。</p> <p>よって、ご質問の経営移譲にかかる権利設定について、使用貸借であったとしても、原則として農地バンク事業を活用するべきものと考えておりますが、農地法第3条の規定は残存しているため、申請者自身が農地法第3条申請を選択した場合は、当委員会としてはこれを受理すべきものです。本件附番5については、それらや農地法第3条許可にかかるリスク等を説明したうえで、申請者自身が、農地バンク事業の利用を選択したものであります。</p>
山崎委員		<p>親子間の使用貸借であったとしても、現状は徴収されていない手数料が必要となる</p>

		可能性があると思うが、如何か。
事務局(清水主任)		現状の枠組みでは、賃料に対する手数料が発生し、これを当面の間徴収しないとされているところであります。よって、この徴収が再開されたとしても、賃料が発生しない使用貸借については、農地中間管理事業の利用に係る手数料は発生いたしません。
		ただし、今後、手数料の算定根拠が農地の筆数になる等、制度が変わるようなことになれば、適時、農業委員や農業者の皆様へ情報提供してまいりたいと考えております。
山崎委員		わかりました。ありがとうございます。
議長		その他、ご異議・質問等ございますか。
(委員)		(なし)
議長		ご異議が無いようですので、1. 農地売買等事業分(2)所有権移転(売渡)附番6を除く14件につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。
議長		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。
		「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		(「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」の説明)
議長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご質問等が無いようですので、以上で終了いたします。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議長		特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局		ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田 利高 

署名委員 山本 裕慈 

署名委員 森 有宏 